

障害者雇用率制度について

1 障害者雇用率制度

社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（障害者雇用率）の数の身体障害者又は知的障害者を雇用する義務を事業主に課す制度。（精神障害者は、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率（実雇用率）に算定することができる。）

（参考1） 現行の障害者の法定雇用率

＜民間企業＞

一般の民間企業 1. 8%、 特殊法人 2. 1%

（国立大学法人については、2. 1%、私立学校については、1. 8%が適用される。）

＜国及び地方公共団体＞

国・地方公共団体 2. 1%、都道府県等の教育委員会 2. 0%

（参考2） 学校教育の実雇用率

	（平成20年）	（平成21年）
学校教育	1. 43%	1. 45%（+0. 02%）
全産業平均	1. 59%	1. 63%（+0. 04%）

2 障害者雇用率制度における企業の除外率制度

障害者の就業が一般的に困難であるとされていた業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度（障害者の雇用義務を軽減）。

ノーマライゼーションの観点から、平成16年4月に廃止されたが、経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている。

平成22年7月から、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10%ポイント引き下げられる。

（参考3） 除外率40%の業種に属する労働者数1,000人の事業所の場合

○ 除外率なし → 1,000人 × 1.8% = 18人（雇用義務数）

○ 除外率あり → (1,000人 - 400人) × 1.8% = 10人（雇用義務数）

↳ 除外率40%相当

⇒ 雇用義務数は18人→10人に軽減

除外率設定業種及び除外率（抜粋）

（平成 22 年 7 月から適用）

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・ 高等教育機関	4 0 %	3 0 %
・ 児童福祉事業	5 0 %	4 0 %
・ 特殊教育諸学校（盲学校を除く。）	5 5 %	4 5 %
・ 小学校	6 5 %	5 5 %
・ 幼稚園	7 0 %	6 0 %

3 障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体として障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給する。

（参考 5）障害者雇用納付金等の額

納付金 不足 1 人当たり 5 万円／月（※ 1）

調整金 超過 1 人当たり 2. 7 万円／月（※ 1）

報奨金 超過 1 人当たり 2. 1 万円／月（※ 2）

※ 1 常用労働者 301 人以上雇用する事業主が対象（平成 22 年 7 月より常用労働者 201 人以上、平成 27 年 4 月より常用労働者 101 人以上となる。このとき、新たに制度の適用対象となった事業主は、施行から 5 年間納付金が月額 4 万円で減額される。）

※ 2 常用労働者 300 人以下で 4 %又は 6 人以上のいずれか多い数を超えて雇用する事業主が対象（平成 22 年 7 月より常用労働者 200 人以下、平成 27 年 4 月より常用労働者 100 人以下となる。）

4 障害者雇用率達成指導

実雇用率の低い企業については、雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導。

厚生労働大臣は、障害者の雇用義務の履行を図るため、障害者雇入れ計画作成命令の発出及び雇入れ計画の適正実施勧告の発出を行うほか、当該勧告に従わず、一定の改善がみられない企業については、公表を前提とした特別指導を行った上で、企業名の公表を行う。